

常州觀莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面 (2)

浅沼 かおり

2 常州觀莊趙氏の苦難

第1節では、「常州觀莊趙氏支譜」*¹ (以下、「支譜」と略記)の構成について紹介した。本節以下では、その内容を検討していきたい。

表1は、第1節冒頭の家系図*²と対応している。ただし、表中の「入城六房」については注意が必要である。本来、「殿撰公分世」「太原公分世」「雲千公分世」「中書公分世」「企清公分世」「会理公分世」「念普公分世」は、広義の「入城六房」の構成部分である。だからこそ「房」ではなく「分世」と呼ばれている。だが、「入城六房」が各分世に分かれる前の、狭義の「入城六房」ともいべきグループも存在し、24世の趙繼鼎、25世の趙深(殤)、趙沈(殤)、趙潜(殤)、趙淵(殤)、趙申喬、趙申季、26世の名・不明(殤)、趙とう彤詔(殤)の9名がそれに当たる。これらのうち、(殤)を附した6人は夭逝したので、「入城六房」は実質的には趙繼鼎、趙申喬、趙申季の3名から成っている。広義の「入城六房」と狭義の「入城六房」が混在するのを避けるために、以下「入城六房」というとき

表1 各家系の人数

家系	人数
始祖以下	52
遷常以下	11
遷觀莊以下	30
留郷長房	2
留郷四房	120
入城六房	9
殿撰公分世	210
太原公分世	94
雲千公分世	4
中書公分世	42
企清公分世	24
会理公分世	21
念普公分世	42
留郷八房	150
合計	811

には、狭義のそれを指すこととする。

観莊趙氏は24世のときに留郷長房、留郷四房、入城六房、留郷八房に分かれたが、表1からわかるように、もっとも人数が多いのは殿撰公分世であり、留郷八房、留郷四房がそれに続く。留郷長房と雲千公分世はまもなく断絶した。

表2からわかるように、22世までは生年不明の者がほとんどである。以下では、比較的明確な記録のある24世以降を考察の対象としたい。すなわち、「支譜」に登場する811名の男子から、「始祖以下」「遷常以下」「遷観莊以下」の93名を除いた718名をとりあげる。だが、常州に最初に移住した（「遷常州始祖」といわれる11世・趙孟堙と、観莊に最初に移り住んだ（「遷観莊始祖」）16世・趙珍には、少しだけふれておきたい。

表2 各世の生年の範囲

世	人数	生年の範囲（元号・西暦）（不明のものを除く。）
1	1	周・広順1（951）
2	5	宋・開宝4（971）— 宋・太平興国3（978）
3	7	？
4	9	？
5	5	？
6	12	？
7	2	？
8	2	？
9	4	？
10	3	？
11	3	宋・咸淳3（1267）
12	2	元・至元25（1288）— 元・延祐4（1317）
13	1	？
14	2	？
15	3	？
16	3	？
17	7	？
18	4	？
19	3	？
20	3	？
21	5	？
22	5	？
23	2	明・隆慶6（1572）
24	4	明・万曆24（1596）— 明・万曆40（1612）
25	10	明・天啓6（1626）— 康熙2（1663）
26	20	順治14（1657）— 康熙41（1702）
27	58	康熙20（1681）— 乾隆18（1753）
28	89	康熙49（1710）— 乾隆38（1773）
29	113	乾隆1（1736）— 道光9（1829）
30	131	乾隆26（1761）— 咸豊7（1857）
31	155	乾隆49（1784）— 同治9（1870）
32	116	嘉慶11（1806）— 光緒2（1876）
33	22	道光21（1841）— 光緒1（1875）

趙孟頫は南宋（1127 - 1279年）の咸淳3（1267）年生まれである。南宋が滅びたあと、江南地方は元朝の支配下に入った。趙孟頫は南宋に生まれ、元代に亡くなった人である。「世表」は、趙孟頫について、以下のように伝えている*3。

先祖は宋の高宗に随って南に渡ってきた。何世のいつのことか、詳らかにすることはできない。江浙の臨安府に住んだ。どの記録も、公は江浙から遷ってきたとしている。公の子である教授公の言行録〔行述〕によれば、〔公は〕臨安府郷薦第一となった*4。元代には、江浙行省を臨安府に設けていた*5。江浙とは省城を指しており、省ではない。〔元〕泰定2〔1325〕年に高郵から江浙に帰還する途中、常州で異才の人〔異人〕と出会い、住居と墓地を占ってもらった。常州府武進県の政成郷に傾蓋亭を築いた。当時、西から浙〔江〕に戻るところだったので、西蓋村と名付けた。〔元〕至順3〔1332〕年11月戊申、この地の不花墩とんぐい墓主穴に葬られた*6。これが遷常州始祖である。（巻二、遷常以下世表第二、17頁。）

「世編」には、趙孟頫について、もう少し詳しい記述がある。

〔元〕仁宗皇慶2〔1313〕年癸丑、江浙平章張驥御史中丞・かく郝天挺*7により、高郵州*8録事參軍*9に推挙された。泰定2年乙丑、徽州司法*10に転じ、浙江に戻る途中、常州路古晋陵県*11を通った。町〔城〕の東30里〔15キロ〕のところに、むい栖真菴があった。菴には栖真居士・彭道玄という者が住んでおり、100歳になろうとしていた。……栖真菴の北1里〔0.5キロ〕ばかりのところ、金国の不花丞相の墓があった。不花丞相は、金の渾源州翠屏の人であった。宋の高宗建炎4〔1130〕年春、ラジユ兀朮が南進し、不花丞相は副帥としてこれに従ったが、常州に入って病死し、この地に葬られた。そこで不花墩と名付けられたのである。数十年を経て、荒地となっていた。栖真居士はこれを見て、ずっと心に留めていた。録事公〔趙孟頫のこと〕が菴に散歩にきて、去るにしのびず数日間滞在した。その仁厚で豁達、古人の風のあるのを見て大いに悦び、吾に貴重な地相〔宝相〕があるので贈りましょう、と言った。杖をついて共に行き、不花墩を指して、これです、寿命ののちに君がここに眠れば、その福は長く続くでしょう、と言った。そして細かく墓の作り方を図示した。公は幸いにも居士に逢い、すぐに相親しんだ。そこで菴に亭を築いて、傾蓋〔一見して相親しむこと〕と名付け、自ら記した。この地に墓地と住居を占ってもらったのは、西方より浙江に帰る時であった。そこで、その住居の地を西蓋〔蓋は蓋の異体字〕と名付けた。録事をもって官を辞し、新安〔徽州の古名〕には赴任しなかった。おそらく泰定2年乙丑8月のことである。……元の至順2〔1331〕年辛未に亡くなった。享年65で

あった。……公は不花墩に葬られた。晋陵趙氏遷祖の始である。（賜進士第監察御史陳思謙「元徵仕郎高郵録事參軍贈奉政大夫体坤趙公墓誌銘」卷十一、世編第一、12-14頁。）

兀朮（?-1148、宗弼ともいう）は金の宗室出身で、江南に攻め入った將軍である*¹²が、「不花丞相」の名は「金史」には見当たらない*¹³。後者は実在の人物ではないかもしれない。上の「世表」の文中に、先祖は宋の高宗に随って南に渡ってきたが、「何世のいつのことか、詳らかにすることはできない」とあるように、觀莊趙氏の先祖が宋の南遷とともに江南に移住したというのは、伝説に近いようである。

「遷觀莊始祖」とされる16世・趙珍については生没年も不明である。「世表」には、趙珍について「入り婿[贅]するため、棲鸞郷の觀莊に移居した。これが遷觀莊始祖である」（卷二、遷觀莊以下世表第三、20頁）と記されている。常州の民俗を紹介した本によれば、「女の家に男子がない場合、男が女の家に来て結婚した。俗に「招女婿」という。婿[子嗣]の多くは女側の姓となった。女側は婿を子と見なしたが、つねに族人から差別された」*¹⁴という。趙珍の場合、鄧家の入り婿になったが、「趙」姓を維持したのであろう。

本節では、常州觀莊趙氏の経た二つの苦難について述べたい。第一の災難は、趙鳳詔（26世）の刑死である。第1節でふれたように、趙鳳詔は若くして進士となり、知県から山西省太原府知府に抜擢されたが、康熙57（1718）年、収賄罪で死刑が決まった。「聖祖実録」康熙57年2月23日壬寅（1718年3月24日）の項には、

九卿等は詮議のうえ、次のように回答した。趙鳳詔は、県令から太原府知府に飛び級昇進した〔越陞〕が、廉潔に身を持することをせず、合計で17万4600両の賄賂を貪った。これまでの審理で事実とわかった〔歴審情実〕。即決斬刑とすべきである〔応擬斬立決〕。そのようにせよ。*¹⁵

と記されている*¹⁶。「世表」は趙鳳詔の最期について、康熙「57年戊戌3月2日午の刻に卒す」（卷七、太原公分世表第八、2頁）と記すのみで、刑死の事実にはふれていない。趙鳳詔は康熙3年の生まれなので、50代半ばで亡くなったことになる。趙鳳詔は太原公分世の始祖である。太原公分世の人々は、その後どういう運命をたどったのだろうか。

趙鳳詔には健叙、偉枚、倚敬、儉教という四人の息子が成人した。趙健叙（27世）は国学生（国子監の学生）であり、健叙の次男・趙沛（28世）は乾隆丙子科（乾隆21年、1756年）の順天郷試で挙人に合格している。だが、「世表」をみるかぎり、生涯官位はもたず、その没年も不明である（卷七、太原公分世表第八、2頁）。觀莊趙氏は24世以降、7人の挙人を出したが、そのうち官位をもたなかったのは2人、その1人が趙沛である。これだけでは何ともいえないが、没年が不明というのは、挙人としては異様な印象を受け

る。あるいは何らかの形で祖父・趙鳳詔の不幸に影響を受けたのかもしれない。趙倚敬(27世)は增生(生員の種類)、趙倬教(27世)は郡增生(府学の增生)であった(巻七、太原公分世表第八、11-12頁)。

趙鳳詔の遺族のなかで、いくらか詳しい事情がわかるのが、趙倬枚(27世)とその家族についてである。「世編」に、彼らのその後を物語る「伝」があるからである。第1節でもふれたが、殿撰公分世29世の趙懷玉が、彼らについて書き残している。趙懷玉^{*17}については、次のように伝えられている。

懷玉は12歳にして詩を能くした。乾隆30年春、高宗純皇帝〔乾隆帝〕が四回目に江〔蘇〕浙〔江〕を巡られた。懷玉は行在所で賦を奏した。45年、ふたたび南巡時の召試で挙人を賜り、内閣中書を授けられた。権力者は懷玉が己に与しないのを悪み、彼を抑圧して地方に出した。山東青州府海防同知、登州府と兗州府の知事代理をつとめた。父の喪で帰郷したあとは、二度と〔官界に〕出なかった。懷玉は名門のために若くして注目を集め、その交遊は天下に満ちた。文を求めるものが遠くから来た。晩年は病気で体が不自由となり、故郷の家に引きこもった。(「武陽合志人物文学伝」巻十六、世編第六、1頁。)

以下に、趙懷玉の書いた「族祖母許安人家伝」を引用してみたい。「安人」とは、六品官の夫人が封じられた称号である^{*18}。

安人・許氏は代々蘇州の常熟県考毅に住んでいた。〔許氏の父は〕庶吉士から知県となった。従曾祖父・太原君〔趙鳳詔〕の同年であり、ついには婚姻の好を通じた。〔許氏は〕幼い頃から行儀がよく聡明であった。……族祖・儒林君〔太原公分世27世・趙倬枚〕に嫁した。知県君〔許氏の父〕はすでに亡く、儒林もまた患難に遭い、両家はいずれも中道にして没落した。……儒林は学問と品行に敦かったが、しばしば役人に難儀させられた。試験のために都に行き、北京の家で亡くなった。家のことはすべて安人が支えた。儒林は廉潔で、財産は少しもなかった。彼の死後、家は貧しかった。長男は遠方にあり、次男、三男は自分で学問し、紡織に頼って自給した。日に20-30銭を得て米一升ばかりを粥としたが、腹を満たすことはできなかった。冬には屑綿を抱えて吹雪のなかに坐っていた。日暮れてからはじめてナズナ〔薺〕のスープを半碗啜った。しかし、息子たちに勉強を教えるのは少しも怠ることはなかった。泣きながら二人の息子に言った。私はおまえたちの飢えと寒さを知らないわけではない。しかしこれ以外に生活の方法はないのだ、また、この家では読書するのが当たり前で、中断してしまったら、あの世の父上に会わせる顔がない、と。経書を終えると、今後は私の知ると

ころではないが、どうして先生に就くことができようかと言って、棚から先賢の小題文を取り、手渡して、これは父上が遺したものです、まずはこれを探求して、おもむろに師友の益を求めなさい、と言った。……乾隆44年正月に亡くなった。74歳であった。(族孫懷玉「族祖母許安人家伝」巻十五、世編第五、18-20頁。)

許氏の父は、「蘇州府常熟県人、康熙庚辰科進士、翰林院庶吉士から山西垣曲県知県になった」許穀であった(巻七、太原公分世表第八、3-4頁)。「庶吉士」とは、進士のなかから選抜されて翰林院で学んだ者を指す。趙鳳詔と「同年」であったというが、趙鳳詔は康熙27(1688)年戊辰科の進士、許穀は康熙39(1700)年庚辰科の進士*¹⁹なので、同期合格といっても郷試以下の試験であろう。上の引用文中の「患難」とは趙鳳詔の刑死を指すに違いない。趙鳳詔の家も許穀の家も「没落」した。役人からどういう「難儀」を受けたのか、詳しい記述がないのが残念である。

許氏の夫・趙偉枚は、わずかながら月給の付いた「饟膳生」と呼ばれる種類の生員であった。「試験のために都に行き、北京の家で亡くなった」というのは、後述の順天郷試を受験していたと考えられる*²⁰。趙偉枚は、乾隆元年には「孝廉方正」*²¹に保挙され、六品の頂戴(官員品級の帽飾)を賜ったが、実際の官職を得ることはなく、乾隆8(1743)年に亡くなった。趙偉枚も許氏も康熙45(1706)年生まれであったから、まだ30代半ばの若さであった。未亡人となった許氏は苦勞して、残された子どもたちを育てた。長男の朋男は雍正2(1724)年、次男の滙は雍正13(1735)年、三男の澧は乾隆3(1738)年に生まれた。このほかに娘も3人いた(巻七、太原公分世表第八、2-8頁)。

上の文中に「日暮れてから」スープを食べたと記されているが、これはどういうことだろうか。別の記録をみると、許氏は、

日中は息子たちに学問を教え、夜は紡織をするのを常とした。冬には火を炊かず[断炊]、冷たい粥を器に入れて日にさらし、子どもたちに食べさせた。(「武陽合志列女才媛伝」巻十五、世編第五、18頁。)

という。煮炊きの費えを節約するために、陽光によって食べ物を温めていたことがわかる。許氏らの貧しさは、名門の寡婦として尋常ではない。趙鳳詔の事件によって遺族に負わされた負担についての明確な記述はないが、「清会典事例」によれば、順治12(1655)年に、「貪官[賄賂を貪る役人]は免職となっても、不正によって得た金[贓資]を用いることができるので、汚職の風潮がやまない[貪風不息]。今後は内外大小の貪官で10両以上の取賄をしたものは、不正[枉法]であろうとなかろうと、家産を没収[籍没家産入官]したうえで、律によって罪を決定するという論が出された」*²²というから、おそらく

は家産没収の憂き目にあっただのではないだろうか。

先にもあげた「族祖母許安人家伝」によると、

男子は3人、朋男、滙、澧はいずれも諸生〔生員のこと〕であった。孫は6人、
 穎発〔朋男の次男〕は議叙従九品、長発〔朋男の三男〕は生員、鍾書〔滙の息
 子〕は乾隆甲寅舉人・豊県教諭で知県に保举され、鍾彦〔澧の長男。進士〕は河
 南新野県知県、宗式〔原名は鍾英。澧の次男〕は生員となった。……儒林君は亡
 父・刑部君〔趙繩男。刑部福建司郎中。殿撰公分世28世。懷玉の父〕の学問の
 師であった。刑部君はかつて従容として懷玉に語った。わが一族の儒林君のよ
 うな者の子孫は必ず栄えるだろう。儒林君は情け深い人物であったし、安人もまた
 苦節30年あまりでこれを培った。素地がある。(族孫懷玉「族祖母許安人家伝」
 卷十五、世編第五、20頁。)

趙偉枚の長男である趙朋男(28世)は生員であったが、「幕友」となって遠く奉天府海
 城県に遷居した。奉天は現在の遼寧省瀋陽市である。趙朋男の長男・趙溶発(29世)の
 妻・楊氏も奉天府海城県人であり、溶発の娘も奉天府海城県の人に嫁いでいる。趙溶発
 は、海城県からさらに吉林寛城子城内西四道に遷った(卷七、太原公分世表第八、3頁)。
 東北地方という、江南の常州からみれば僻遠の地に居着いたのは、この家族だけである。

また「支譜」を見る限り、観荘趙氏で幕友になったのも趙朋男だけである。乾隆年間の
 蘇州を舞台とした『浮生六記』の著者・沈復は、父親から「おまえは学問をしている〔守
 数本書〕が、結局生活のたしにはなるまい。……わたしの職業を継いだほうがよかろう」
 と言われ、幕友の業を習うことになったが、「これは決して愉快なことではない」*²³と語っ
 ている。幕友になるのはふつう生活のためであった。もっとも、さきに引用した「族祖母
 許安人家伝」にもあるように、趙朋男の次男・趙穎発は議叙候選従九品、三男・趙長発は
 奉天府海県県の生員となっている(卷七、太原公分世表第八、3-4頁)から、この家系
 も完全に零落したわけではない。

趙偉枚の次男・趙滙(28世)は増監生、三男の趙澧(28世)は歳貢生・候補訓導であっ
 た(卷七、太原公分世表第八、5、7頁)。「世編」には、趙澧の「伝」がある。それによ
 れば、

趙澧、字は文声、歳貢生。恭毅公〔趙申喬〕の曾孫である。幼くして父を亡くし
 たが、努力して学問した。家は貧しく、灯火はなかった。朗誦を書き取って記憶
 し、隣の塾の講義を聞こうと壁に耳をつけた。……兄の滙と白髪になるまで同居
 し、ますます仲がよかった。甥の鍾書とは数十年ともに過ごし、息子のように慈
 しんだ。(「武陽台志人物孝友伝」卷十五、世編第五、25頁。)

趙滙は嘉慶6（1801）年に、趙澧は道光元（1821）年に亡くなっている。上の文中に登場した、趙滙の息子の趙鍾書（29世）は乾隆甲寅恩科（乾隆59年、1794年）順天郷試で挙人に、趙鍾書の息子・趙仁基（30世）は道光丙戌科（道光6年、1826年）で進士に合格した（巻七、太原公分世表第八、5、16頁）。趙澧の長男・趙鍾彦（29世）も、嘉慶戊辰科（嘉慶13年、1808年）で進士となった（巻七、太原公分世表第八、7頁）。趙鍾書は知県（正七品）に保举され、趙仁基は湖北省按察使（正三品）、趙鍾彦は河南省新野県や湖北省蕲^し県の知県（正七品）になり、湖北省均州知州（従五品）代理もつとめた。趙仁基と趙鍾彦は、名目のみならず実際の職務をもつ、得難い「実職」についたことになる。これは大きな成功といえることができる。

このように、趙懷玉の父・趙繩男の予言は現実となり、太原君分世は苦難を乗り越えて、殿撰公分世に劣らぬ繁栄を遂げることになる。趙鳳詔の事件は、子孫に経済的な困難を遺したものの、科挙受験や任官には大きな障害とはならなかったと見てよいのではないだろうか。なお趙仁基については、

身の丈六尺〔約180センチ〕、白晳豊頬であった。趙は旧族であり、科挙に受かった人は数多い。だが、からだ〔軀貌〕はたいてい小さい。公はひとり風貌が壮大であった。（江西安福県知県・包世臣「趙提刑家伝」巻十六、世編第六、14頁。）

と書き残されている。「支譜」に容貌についての記述が登場するのは珍しく、観莊趙氏の人々の風貌を想像させる貴重な資料である。

ところで常州観莊趙氏の異なる房のあいだ、異なる分世のあいだには、どのようなつながりがあったのだろうか*²⁴。第1節でみたように、「支譜」の編纂は、殿撰公分世、太原公分世、中書公分世など入城六房の子孫が協力して行ったものである*²⁵。趙懷玉は殿撰公分世に属していたが、太原公分世の許氏について「伝」を記しており、後述のように会理公・趙彪詔のことも親しげに回想している。先に引用した「族祖母許安人家伝」によれば、太原公分世の趙偉枚は、殿撰公分世の趙繩男に学問を教えていた。また、殿撰公分世27世・趙侗^{とう}敦は、

叔父である愷^{かい}宜〔趙鳳詔の号〕公が法に触れて、従弟4人を遺したのには、隣愛がとくに篤かった。（乾隆丙辰博学宏詞文淵閣大学士・劉綸「故浙江塩^{しん}駅道副使趙公墓誌銘」巻十五、世編第五、17頁。）

というから、太原公・趙鳳詔の遺族を気遣っていたことがわかる。もっともどのような援助が与えられたかについての具体的な記録は「支譜」にはない。このように、城内の各分世のあいだには、ある程度につながりがあったように思われる。ただし、それらの分世の

間でも養子のやりとりはまれであり*²⁶、たいていの場合、兄弟など近い間柄で行われたという印象を受ける。

では、入城した家系と農村に残った家系とのあいだには、どのような関係があっただろうか。「支譜」からは、留郷八房31世・趙壽隆の子である趙光燦(32世)が、殿撰公分世31世・趙振祺のあとを継いだ例が、1件だけ見つかった*²⁷。このほか、殿撰公分世30世・趙浦*²⁸のあとを継いだ趙棟は「譜外疎族同煥の子」であるが、「支譜」に記載がない遠縁からの養子もこの例しか見当たらなかった。

しかし、城内の家系と農村の家系とのあいだに、全く交流がなかったわけではない。趙懷玉(殿撰公分世、29世)は、先述の「族祖母許安人家伝」のほかにも「文学趙君家伝」という「伝」を残している。こちらは留郷八房27世・趙秋澤を「君」と呼んで追想した文章である。趙秋澤は康熙50(1711)年生まれであった(巻十、留郷八房世表第十四、7頁)から、乾隆12(1747)年生まれの趙懷玉(巻四、殿撰公分世表第七上、13頁)とはかなりの年齢差があったが、二人は仲が良かった。「文学趙君家伝」によれば、

〔趙名臣、23世の〕第六子の兵部君〔趙繼鼎〕が城中に遷った。これが懷玉の五世祖である。〔趙名臣の〕第八子は、諱を繼葵といい、觀莊に住み続けた。これが君の曾祖である。祖父の諱は漸久、父の諱は棟成であった。……〔君は〕25才で生員となり、しばしば省の試験に赴いたが、うまくいかなかった。しかしますます精進し、怠惰になることはなかった。……乾隆の丙申〔乾隆41年、1776年〕、丙午〔乾隆51年、1786年〕に干魃があった。役人は君に賑濟を監督させた。……乾隆55年5月1日〔1790年6月13日〕に亡くなった。80歳になろうとしていた。……君は懷玉にとって祖父に当たるような人であった。相隔たること50里〔25キロ〕、頻繁に会うことはできなかったが、会えば必ず終日打ち解けて語り合った。昨年、君は老衰のため入城できず、手紙で招いてくれたが、懷玉もまた長患いのために行くことができなかった。今年4月にようやく会いに行った。君の病はすでに重かったが、書物を手にとって読む様子はいつもと変わりなかった。懷玉がご無理をしないようにと言うと、病中は暇なので、著作に手を入れたかったが、終わらなかったと言った。手を握り涙を流して、おそらくもう会うことはできまいと言った。別れて10日後に亡くなった。

論じて曰く。……わが親族〔宗〕についていえば、平遙君亡きあと、年配・德行ともに君を第一とする。二人とも非常に高齢になっても学を好み、精神が衰えなかった。しかし平遙は人の過ちを面と向かってやり込めるのが好きであったので、子弟の多くは畏れて近寄らなかった。君は人徳があり、あたたかい人柄であったので、人々はよろこんで親しんだ。平遙は人々と国のために尽くすことができたが、君が諸生に終わったのが惜しまれるというのが皆の意見である。(族

観荘に住む趙秋澤は、県試に合格して生員となった。その後、省レベルの郷試に合格することはできなかったが、一生涯、学問に励んだ。干魃のときに賑濟を任されたことから、地元の名士であったことがわかる。倉橋圭子氏は、地域の著名な望族について、「賑濟事業の担い手となったのは〔科挙の〕合格者を輩出している分支とは異なる分支の生員である」*²⁹と指摘しているが、観荘趙氏における留郷八房の趙秋澤は、まさにそうした存在であった。趙懷玉と趙秋澤には、後者が亡くなる直前まで親交があったが、それはおそらく趙秋澤が生員、すなわち読書人であったことにもよるであろう。後述するように、留郷の家系には、学位をもつ者はきわめて少数であった。なお、上の「伝」に登場した「平遙君」は、会理公・趙彪詔（26世）*³⁰を指すであろう。趙彪詔は康熙26（1687）年に生まれ、乾隆35（1770）年に没した長寿の人である。山西省平遙県の知県を代行したこともあり、多くの著作を遺している（巻九、会理公分世表第十二、5 - 7頁）。趙懷玉は乾隆12年の生まれなので、生前の趙彪詔を知っていたはずである。

さて、観荘趙氏にとって第二の、そして最大の災厄は、太平天国であった。

表3 太平天国における趙氏男子の被害

世	総人数	太平天国における被害者数 (死亡者・捕虜)	各家系の被害者数			
			留郷四房	殿撰公分世	太原公分世	留郷八房
29	113	1	0	0	0	1
30	131	13	3	1	0	9
31	155	25	9	11	1	4
32	116	9	1	8	0	0
33	22	4	0	4	0	0
合計		52	13	24	1	14

表3が示すように、太平天国による被害者は、31世（25人）が最も多く、30世（13人）、32世（9人）、33世（4人）、29世（1人）と続く。家系別に見ると、殿撰公分世（24人）が最多で、留郷八房（14人）、留郷四房（13人）と続き、太原公分世は1人である。表4と表5のように、被害が集中しているのは、咸豊10年4月6日と咸豊10年4月13日である。咸豊10年4月6日には11人（殿撰公分世10人、太原公分世1人）が落命している。咸豊10年4月13日には7人が死亡、2人が捕虜になっており、こちらはすべて殿撰公分世の成員である。

表4と表5のなかの「昭忠祠」とは、嘉慶7年から各省の府城に建てられて、戦死した文武官、兵士、郷勇（民兵のこと）を籍に基づいて祀ったものである*³¹。「本郡」は、常州府を指している。これら二つの表からわかるように、趙氏の成員は4月6日は常州で、13日は蘇州で被害にあったと考えられる。趙氏は「蘇州と常州の二カ所に分居」（巻十六、世編第六、25頁）していた。杜文瀾の「平定粵寇紀畧」には咸豊10年の出来事として、

表4 咸豊10年4月6日の被害*³²

分世	世	生年	西暦	名	父	学位	官位・官職	崇祠	被害状況
殿撰公	31	嘉慶18	1813	趙嘉達	趙学愈		候選従九品	本郡昭忠祠	常州が陥落し、賊を罵り、殺される。
殿撰公	31	道光1	1821	趙振綱	趙夢祥		議敘候選主簿・軍功保舉六品頂戴	本郡昭忠祠	常州が陥落し、市街戦で戦死。
殿撰公	31	道光24	1844	趙振綱	趙冠羣			本郡昭忠祠	兄・振綱が害に遇うのを見て、水に身を投げて死す（実際には趙振綱は兄ではなく血筋としては従兄弟）。
太原公	31	嘉慶24	1819	趙爾順	趙廷直			本郡昭忠祠	常州が陥落し、水に身を投げて死す。
殿撰公	32	道光16	1836	趙森保	趙嘉達		候選従九品	本郡昭忠祠	父・嘉達が害に遇うのを見て、助けようと駆けつけ殺される（原文には、「兄父嘉達遇害奔救被殺」と記されているが、「兄」は「見」の誤りであろう）。
殿撰公	32	咸豊1	1851	趙茂承	趙振綱			本郡昭忠祠	母とともに水に身を投げて死す（趙振綱の長男）。
殿撰公	32	咸豊6	1856	趙丕承	趙振綱			本郡昭忠祠	母とともに水に身を投げて死す（趙振綱の次男）。
殿撰公	33	?	?	趙漢初	趙森保			本郡昭忠祠	父母とともに死す。
殿撰公	33	咸豊9	1859	趙宝林	趙興藻				常城が陥落し、服毒死（父・趙興藻は保定府清苑県管河県丞）。
殿撰公	33	道光23	1843	趙安保	趙興蔚			本郡昭忠祠	常城が陥落し、賊を罵り、死す（趙興蔚の三男）。
殿撰公	33	道光28	1848	趙全保	趙興蔚			本郡昭忠祠	常城が陥落し、賊を罵り、死す（趙興蔚の四男）。

表5 咸豊10年4月13日の被害

分世	世	生年	西暦	名	父	学位	官位・官職	崇祠	被害状況
殿撰公	30	乾隆48	1783	趙学伊	趙豊玉	国学生		蘇州および本郡昭忠祠	蘇州が陥落し、自ら縊死。
殿撰公	31	嘉慶21	1816	趙世勳	趙学伊	蘇州府元和県廩膳生		蘇州および本郡昭忠祠	蘇州が陥落し、自ら縊死（趙学伊の次男）。
殿撰公	31	道光1	1821	趙世泰	趙学伊			蘇州および本郡昭忠祠	蘇州が陥落し、自ら縊死（趙学伊の四男）。
殿撰公	31	嘉慶19	1814	趙慶錫	趙学伯			蘇州および本郡昭忠祠	蘇州が陥落し、自ら縊死（趙学伯の長男）。
殿撰公	31	嘉慶20	1815	趙慶鎔	趙学伯	国学生		蘇州および本郡昭忠祠	蘇州が陥落し、自ら縊死（趙学伯の次男）。
殿撰公	31	嘉慶17	1812	趙慶祁	趙学潜			蘇州昭忠祠	蘇州が陥落し、水に身を投げて死す。
殿撰公	32	道光29	1849	趙潤庭	趙嘉齡			本郡昭忠祠	不明（父・趙嘉齡は直隸保定に仮埋葬）。
殿撰公	32	道光24	1844	趙爾濟	趙世榮				粵匪に遇い捕られる（趙学伊の孫）（婚約者の謝氏は蘇州府長洲県人の娘）。
殿撰公	32	道光22	1842	趙承誠	趙慶章				粵匪に遇い捕られる（父の趙慶章は蘇州府廩生）。

「常州城は4月6日に陥落した。蘇州は……13日に陥落した」*³³と記されている。蘇州が太平天国から奪還されるのは、同治2年10月26日である*³⁴。一方、「咸豊10年4月6日未刻」に陥落した常州城は、奇しくも同治3年の同月同日同時刻に、太平天国から奪回された*³⁵。

表4に示された趙嘉達の家では、趙嘉達、趙森保、趙漢初と三代にわたる男子が亡くなったばかりでなく、趙嘉達の妻である馬氏と娘の趙蘭保も、趙嘉達が殺されたと聞いて井戸に身を投げた（巻十六、世編第六、25 - 27頁）。表5の趙学伊とその家族の最期も凄

惨をきわめた。記録によれば、

趙学伊、監生、78歳。妻・繆氏は79歳であった。〔蘇州〕城が陥ちた日に、賊を罵って負傷し、息子の世勳・世泰、弟の息子である慶錫・慶鎔とともに、首をつって死んだ。このとき、娘の守貞、息子の妻である沈氏、蔣氏、孫娘の瑞生、弟の妻である楊氏、めいの素貞はこれに続こうとしたが、賊がさらに大勢押し寄せてきたので、皆慌てふためいて井戸に身を投げて死んだ。守貞は55歳。素貞は48歳。いずれも嫁がず貞女と呼ばれており、守貞はこの年の春に孝女としての表彰を申請していた。〔昭忠録元和県殉難紳士伝〕巻十六、世編第六、28－29頁。）

殿撰公分世31世・趙振祚は咸豊10年4月3日に亡くなったが、常州城陥落時の犠牲者の一人とみなすことができる。〔中興別記〕によれば、

庚午〔咸豊10年4月6日〕、賊が常州を陥落させた。総捕通判・岳昌、陽湖典史・孫錫珙、守備・袁敏、団紳贊善・趙振祚、中書銜教諭・趙起、戸部郎中・周贊襄、従九品・高樹勳らはみなこのときに死んだ。……賊が江寧〔南京〕を占拠して以来、両江総督の怡良*³⁶、何桂清*³⁷はいずれも常州に駐在していた。……〔江南〕大營*³⁸が陥落し、張国樑*³⁹が丹陽で戦死し、和春*⁴⁰と許乃釗*⁴¹が常州府に撤退すると、〔何〕清桂はこれを棄てて逃げて顧みなかった。弊履を捨てるに等しかった。紳民は通判・岳昌らを推戴して号令をとらせ、〔城〕門を閉じて自衛した。賊が至ると、和春と張玉良*⁴²もまた防ぐことができずに潰走した。桂清が逃げたあと、民が自ら防衛すること六昼夜に及び、支えられなくなった。（下線、引用者）*⁴³

上の文中に登場した趙振祚、何桂清、許乃釗はいずれも道光15（1835）年乙未科の庶吉士である*⁴⁴から、翰林院庶常館で同期だったことになる。趙振祚は、『清史稿』に「伝」を立てられたので、少し長くなるが、以下に引用してみたい。

趙振祚、字は伯厚、江蘇武進人、順天宛平籍。道光15年に進士、庶吉士となり、編修を授けられた。二回の大考〔翰林などの昇進試験〕ではいずれも優等であり、22年、詹事府贊善となった。咸豊3年、賊が金陵を陥落させ、蘇州・常州は衝撃を受けた。振祚はその局に当たりたいと上書し、本籍に帰って団練〔武装自衛組織〕をやりたいと願い出た。奏請し、許され、帰郷した。財を集めて保衛局を置き、兵を募り武器を買い、保甲をまね、人心を安定させた。常州の北門は長

江に瀕し、焦湖〔巢湖の別名〕からしばしば船が出て掠奪するので、民の憂えとなっていた。振祚は要害の港を選んで検問所をつくり、さらに水師戦艦を設けて、防備を嚴重にし、平穩を得ることができた。6年、賊の船〔艘〕が長江を蔽って下ってきて、鎮江が陥落しそうになると、避難者が絶え間なくやってきた。振祚は人心を団結して、士卒を訓練し、大勢を率いて丹陽に行き、軍の指揮者とともに救援に赴き、囲みを解いた。花翎〔文武官の功勞者に与えられた、官帽の後ろに下げる孔雀の羽〕を与えられ、翰林院侍読銜を加えられた。

当時、〔兩江〕総督・何桂清は常州にいた。常州人の編修・趙曾向*⁴⁵はその門下であった。振祚はかねて趙曾向を軽んじていたので、〔趙曾向は〕つねに振祚の短所を桂清に暴き、なにかと排斥していた。やがて曾向は常州の団練を補佐せよとの命を受け、ますます掣肘したので、〔趙振祚は〕やむなく解任を願い出た。保衛局は廃止された。10年、和春の軍が丹陽で敗れ、常州に危険が迫った。桂清は夜逃げをし、曾向もまた家族全員で長江を渡って北に行った。そこで紳民はまた振祚に団勇を指揮してくれるよう願った。当時、兵は少なく、食糧は絶え、賊気は日に日に迫り、既に為すすべはなかったが、毅然として人々に固守を誓い、訓練した50人を率いて〔常州〕城を出て敗残兵〔潰勇〕を集めに行った。北郷の石堰で土盗が蜂起したので、多数を率いて捕らえに行ったが、衆寡敵せず、戦に敗れ、力尽きて死んだ。常州もその後陥落した。朝廷の知るところとなり、太僕寺卿を贈られ、世職を与えられた。

同治3年、李鴻章が次のように上奏した。「その六世祖尚書・趙申喬は康熙時代の名臣であった。子孫は蘇州、常州に分居している。江蘇・浙江が陥落したとき、男女の死者43人、その弟である浙江經歷・振禔も患難に死んでいる。」詔が下り、常州に振祚のための祠を建て、他の者も一緒に祀ることとなった。

振祚は気概があって男らしく、節操〔節介〕を重んじていた。吃音があり、不公平なことに遇うと激怒して吃音で〔期期〕人を罵倒して、ものともしなかった。ので、怨みを買うことが多かった。しかしよく人材を励まし用いたので、人もまたこれを多とした。詩と古文詞を善くし、漢学に通暁していた。著書に「明堂考」一卷、文集・詩集若干巻がある。*⁴⁶

上に見たように、趙振祚は進士に合格したあと、翰林院に入った。その後、啓事府左春坊左贊善（従六品）となり、翰林院侍読（従五品）の銜を与えられている。觀莊趙氏のエリートの一である。趙振祚は順天府宛平県の籍になっているが、これはおそらく、江南郷試という難関を避けて、北京で順天郷試を受験するためだったと思われる。倉橋圭子氏が指摘するように、「順天郷試受験は、乾隆から道光期には特に盛んで、武進・陽湖兩県の郷試合格者の過半を占めるに至る。その中には、国子監入りして貢生・監生枠で受験し

た者ばかりでなく、北京順天府下の各県、特に北京城のある大興・宛平両県に寄籍して受験した者が少なくない]*⁴⁷というのが当時の風潮であった。趙振祚は団練を組織して常州の防衛に努めたが、両江総督・何桂清の門下生であった趙曾向と対立し、一度は辞任した。だが咸豊10年、常州に危険が迫り、何桂清や趙曾向が常州城を逃げ出したあと、趙振祚は再び起って、戦死したのである。

先述のように、殿撰公分世の被害者（24人）のうち10人は咸豊10年4月6日に、9人は咸豊10年4月13日に被害にあっている。殿撰公分世の被害者のうち残りの5人は、1人は咸豊10年4月3日（先述の趙振祚）、1人は咸豊10年4月（命令を受けて金壇県の賊の消息を偵察に行った）、1人は咸豊10年5月、1人は咸豊10年（月日は不明）、1人は咸豊11年10月に被害にあっている。最後の1人が亡くなったのは咸豊11年だが、これは先にあげた「清史稿」の「伝」にも登場した趙振禮であり、浙江省杭州城の防衛で命を落としているから事情を異にする。太原公分世の1人も、咸豊10年4月6日に被害にあっている。このように、入城した家系の被害は咸豊10年に集中している。では、農村の家系の場合はどうだろうか。留郷四房で被害にあった13人の内訳は、咸豊11年が1人、同治元年が3人、同治2年が9人である。留郷八房で被害にあった14人のうち、咸豊10年が2人、咸豊11年が1人、同治2年が10人、同治3年が1人である。趙氏の農村部における被害は都市部より少し遅れ、同治2年がピークであったといえることができる。

表6 軍功

分世	世	生年	西暦	名	学位	官位・官職
太原公	30	道光10	1830	趙廷堯	国学生	軍功保举候選県丞
殿撰公	31	嘉慶20	1815	趙弁英	国学生	軍功保举欽賜五品頂帶並賞戴藍翎（藍翎とは功労者に賜る羽根飾り）
殿撰公	31	嘉慶16	1811	趙世榮	蘇州府元和県庠生	軍功議敘六品銜
殿撰公	31	道光1	1821	趙振綱		議敘候選主簿・軍功保举六品頂戴 ※殉難（咸豊10年4月6日）
殿撰公	31	道光9	1829	趙振紀	国学生	軍功保举候補通判升用同知分發直隸
太原公	31	道光10	1830	趙熙文	国学生	軍功歴保同知直隸州知州補缺後以知府用分發安徽賞戴花翎

表7 難蔭

分世	世	名	父	学位	世職
殿撰公	32	趙国雍	趙恩燮		難蔭雲騎尉
殿撰公	32	趙忱	趙振祚		難蔭騎都尉

表6は、軍事的な功績によって、趙氏の6名に官位・官職が与えられたことを示している。表7の「難蔭」とは官員が国事のために死亡した場合に、その嗣子に官を与えることを指すが、趙氏には難蔭を受けたものが2人いる。まず趙国雍（殿撰公分世・32世）は「雲騎尉」を授与された。「雲騎尉」とは世職（世襲の職）の一つであり、正五品であっ

た。もう一人の趙忱^{しん}（殿撰公分世・32世）のほうは「騎都尉」を授与された。「騎都尉」も世職の一つであり、正四品であった*48。趙国雍の父・趙恩夔（殿撰公分世31世）は「光祿寺署正銜（従六品）」を有していた。趙忱の父は先述の趙振祚（殿撰公分世31世）であり、「詹事府左春坊左贊善欽加翰林院侍読銜充本衙門撰文国史館纂修」、すなわち翰林院侍読（従五品）の銜を有していた。このように、前者の場合は父が従六品で息子が正五品、後者の場合は父が従五品で息子が正四品であり、それぞれ亡父より一品上の世職が贈られていることがわかる。表6と表7から、太平天国を原因として、観莊趙氏の合計8名が官位・官職・世職を得たことがわかる。8名の内訳は、30世が1名、31世が5名、32世が2名である。また、殿撰公分世は6人、太原公分世が2人である。

（注）

- *1 倉橋圭子氏（『中国伝統社会のエリートたち 文化的再生産と階層社会のダイナミズム』風響社、2011年）によれば、「一般に編纂責任者には、一族中でも勢力のある分支の有力者や知識人が率先して任に当たる。……そのような修譜組織の構成、リーダーシップのあり方が族譜の記載内容にも反映されることになる」（33頁）、「基本的な個人・家族の状況を伝える『世表』の情報にすら、明らかに階層差・性差が見られることは、資料としての族譜の用途に少なからぬ制限を課している」（50頁）。また、「族譜の記載内容は往々にして虚飾を免れ得ない」（同書、39頁）が、一方では、「虚飾を戒めており、やはり国史・地方志や著名人の文集などへの収録に備えることが、その動機付けとしてあげられている」（同書、50頁）。本稿で扱う観莊趙氏についても、第1節で述べたように、「支譜」編纂の中心は入城六房の家系であったから、とくに「留郷」の諸房には欠落が少なくないかもしれない。また、始祖を宋の皇室に求めるなど、趙氏の「支譜」にも虚飾に属する部分があるが、「考証好きの清代の科挙官僚・学者」（同書、45頁）という一面もたしかに存在する。たとえば、遷常以下14世・趙順実の妻について、「名のみが記されており、姓の記載がないが、その理由はわからない。あるいは蒙古や色目人か」（巻二、遷常以下世表第二、18-19頁）と注記した箇所、中書公分世29世・趙汝魁について、父・趙振男11歳、母・蘇氏10歳のときの子ということになるが、「そんなはずはない【断無生育之理】」と注記した箇所（巻八、中書公分世表第十、2頁）などである。
- *2 拙稿「常州観莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面（1）」『共立国際研究』第26号（2009年）1頁。なお、同稿同頁の「長男（趙繼^{べん}弁）は『留郷長房』、四男（趙繼苞）は『留郷四房』、六男の趙繼鼎は『入城六房』、そして八男（趙繼葵）は『留郷八房』の始祖となった」という箇所について、趙繼弁は長男〔長子〕・第一子〔行一〕、趙繼苞は次男〔次子〕・第四子〔行四〕、趙繼鼎は三男〔三子〕・第六子〔行六〕、趙繼葵は四男〔四子〕・第八子〔行八〕と訂正したい。各「房」に付された数字は「行」（兄弟姉妹間の長幼の序列）である。
- *3 以下、〔 〕は筆者の補足説明、〔 〕は中国語の原語、……は中略を示す。
- *4 原語は「領臨安府郷薦第一」。「郷薦」とは、唐制では、士人が上京して礼部の試験を受けるには、州県地方官の推薦が必要だったことをいうが、明清代には郷試に合格することを「領郷薦」と称した（徐連達編著『中国官制大辞典』上海大学出版社、2010年、66頁）。
- *5 宋濂等撰『元史』卷六十二、志第十四、地理五、中華書局、2005年、1491頁を参照。
- *6 至順3年11月に「戊申」の日はないので誤りか。「墩」は土を盛り上げた台。「塋」は墓。
- *7 朶魯別族の出身。前掲『元史』卷一百七十四、列伝第六十一に「伝」がある（4065-4066頁）。

- * 8 元代の皇慶2年には「高郵州」は存在せず、「高郵府」あるいは「高郵県」である（前掲『元史』巻五十九、志第十一、地理二、1417頁）。宋代には「高郵軍」または「高郵県」である（脱脱等撰『宋史』巻八十八、志第四十一、地理四、中華書局、1977年、2181頁）。「軍」は宋代の地方行政区画である（前掲『中国官制大辞典』270頁）。
- * 9 「録事参军」とは、王公府・軍府・州の佐吏であり、宋より後には廃止された（前掲『中国官制大辞典』399頁）から、この箇所には疑問が残る。
- * 10 宋代には「徽州」であり、元代の至元14年に「徽州路」となった（前掲『元史』巻六十二、志第十四、地理五、1500頁）。「司法」とは州県の佐吏である。宋の諸州には「司法参军」が置かれ、「司法」と略称された（前掲『中国官制大辞典』212頁）。
- * 11 前掲『元史』（巻六十二、志第十四、地理五、1494頁）には、常州路の県として、晋陵県と武進県があげられている。
- * 12 脱脱等撰『金史』巻七十七、列伝第十五、中華書局、1975年、1751 - 1756頁に「伝」がある。
- * 13 崔文印編『金史人名索引』中華書局、1980年、47頁も参照。
- * 14 陳満林・史品南・王援編著『常州民俗』中国文聯出版社、2006年、85頁、「贅婿」の項。
- * 15 『聖祖仁皇帝実録（三）』（『清実録』六）巻二七七、康熙五十七年正月至二月、中華書局、1985年、719頁。趙鳳詔については、拙稿「康熙帝と清官 - 趙申喬を中心に - （下）」『共立 国際文化』第24号（2007年）25頁にやや詳しく紹介した。
- * 16 『清会典事例』によれば、順治元（1644）年に、「およそ官吏で賄路の罪〔犯贓〕を犯した者で審理のうえ事実と判明した場合は、ただちに斬刑に処する〔立行処斬〕。禁令を犯して、錢糧〔田地の税〕や火耗〔一種の附加税〕を多く徴収したものは、賄路の罪をもって論ずると定めた」（『清会典事例』巻八二〇、刑部九八、刑律受贓、官吏受財、中華書局、1991年、第9冊、946頁）。趙鳳詔の処刑には政治的な背景もあるが、基本的にはこの例によるものであろう。
- * 17 趙懷玉については、『清史稿』にも「伝」があり、「おおらかで穏やかな人柄〔性坦易〕であり、古文辞をよくした。名声を好んで人を欺くことはしない、奇を好んで世を欺く学問はしないと語った」と記されている（趙爾巽等撰『清史稿』巻四百八十五、列伝二百七十二、文苑二、中華書局、2003年、13403頁）。乾隆帝の「召試」については、前掲『清史稿』巻一百九、志八十四、選挙四、3178頁を参照。
- * 18 前掲『清史稿』巻百十、志八十五、選挙五、3195頁。
- * 19 朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引』上海古籍出版社、2004年、2667、2672頁。
- * 20 進士に合格した者たちについては「籍貫」すなわち本籍が記録されているが、それによると、趙申喬（25世）は「江南武進」、趙鳳詔（26世）は「江南武進」、趙鍾彦（29世）は「順天府宛平」、趙仁基は「江蘇陽湖」（30世）である（前掲『明清進士題名碑録索引』1786、1792、1795、1769頁）。明代の南京は順治2年に「江南省」に改められ、康熙6年にまた「江蘇省」となった（前掲『清史稿』巻五十八、志三十三、地理五、江蘇、1983頁）。第1節で述べたように、雍正2年に武進県に陽湖県が分置されて、武進・陽湖の2県になった（前掲『常州觀莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面（1）』7頁）。前掲『清史稿』巻五十八、志三十三、地理五、江蘇、1998頁も参照。
- * 21 「孝廉方正」については、前掲『清史稿』巻一百九、志八十四、選挙四、3180 - 3181頁を参照。
- * 22 前掲『清会典事例』巻八二〇、刑部九八、刑律受贓、官吏受財、第9冊、946頁。
- * 23 沈復等著、金性堯・金文男注『浮生六記（外三種）』上海古籍出版社、2000年、86頁。沈復作、松枝茂夫訳『浮生六記』岩波文庫、1999年、156 - 157頁。
- * 24 実際には土地所有関係なども重要だと思われるが、残念ながら「支譜」にはそうした分野

の記述は全くといってよいほどない。

- * 25 前掲「常州觀莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面(1)」5頁。
- * 26 稀な例を挙げれば、中書公分世第32世・趙興裁は殿撰公分世31世・趙嘉達の子である(巻八、中書公分世表第十、8頁)。
- * 27 趙壽隆は、学位・官位のいずれももたなかった(巻十、留郷八房世表第十四、31-32頁)。趙振祺は国学生、議叙従九品であった(巻六、殿撰公分世表第七下、10頁)。
- * 28 趙浦は、学位・官位のいずれももたなかった(巻六、殿撰公分世表第七下、14頁)。
- * 29 前掲「中国伝統社会のエリートたち」180頁。
- * 30 趙彪詔については、「世編」に次のように記述されている。「雍正5〔1727〕年、知府・知県に詔が下り、それぞれ一人ずつ推挙させた。彪詔は推挙されることになったが、母が老齢なので辞退した。雍正7〔1729〕年、詔によって、優れた〔有猷有為有守〕士を挙げさせた。学使はまた彪詔を推薦しようとしたが、断られた。県丞として四川で試用され、遼寧県県丞に任命された。8カ所ほどで県の仕事を代行した。任を解かれて帰郷する60歳まで仁政を行った。彪詔は著述を好み、役所の仕事で繁忙なときも学問をやめなかった。引退してからは、ますます書物を抱えて楽しんだ。とくに郷里の故実に留意し、およそ先学の事柄〔事状〕、同郷の氏族〔郷邦氏族〕、役所の文書、村里の俚諺で考査〔稽核〕に役に立ちそうなものは全て探し求めて収録し、巨編をなした。毘陵の見聞、隨筆、百家詩録を編集して数百冊となった。どれも2寸ばかりの厚さとなり、折りたたみ、紙張りをし、その細かいこと遺すところがなかった。乾隆30(1765)年、武進県と陽湖県の志がそれぞれ編纂されたとき、これらの文献はすべて集められた」(「武陽合志人物文学伝」巻十五、世編第五、13頁)。
- * 31 前掲「清史稿」巻八十七、志六十二、礼六、2601頁。
- * 32 データベース全体において、「実父」と「養父」が存在する場合、家系を継いだ「養父」を「父」として記している。実父と養父の両方の家系を継いだ場合(「兼祧」)は併記する。前掲「常州觀莊趙氏の歴史にみる清代社会の一断面(1)」7頁を参照。表4の被害状況には「常州」と「常城」(常州城)という二通りの表記があるが、原資料のままに表記した。表5の被害状況の「蘇州」と「蘇城」(蘇州城)も同様である。
- * 33 杜文瀾撰「平定粵寇紀畧」巻九、太平天国歴史博物館編「太平天国資料滙編」第1冊、中華書局、1980年、150頁。「平定粵寇紀畧」(18巻・附記4巻)は、道光30年6月から同治3年9月までの記録。
- * 34 前掲「平定粵寇紀畧」巻十六、264-265頁。
- * 35 前掲「平定粵寇紀畧」巻十七、283頁。
- * 36 満洲正紅旗人。前掲「清史稿」巻三百七十一、列伝一百五十八に「伝」がある(11511-11513頁)。咸豊3年2月(1853年3月)から咸豊7年4月(1857年5月)まで両江総督(銭実甫編「清代職官年表」中華書局、1997年、1471-1473頁)。両江総督は江寧すなわち南京に駐在するものであった(前掲「清史稿」巻五十八、志三十三、地理五、江蘇、1983頁)。
- * 37 雲南昆明人。前掲「清史稿」巻三百九十七、列伝一百八十四に「伝」がある(11800-11804頁)。咸豊7年4月(1857年5月)から両江総督代理、咸豊7年6月(1857年7月)から咸豊10年4月19日(1860年6月8日)まで両江総督(前掲「清代職官年表」1473-1475頁)。
- * 38 咸豊3(1853)年、太平天国軍の南京占領直後、欽差大臣・向荣が朝陽門外沙子岡(のちに孝陵衛に移駐)に設けた太平軍包囲のための軍營。咸豊6(1856)年に潰滅したのち和春が再建したが、咸豊10(1860)年太平軍によって陥された(京大東洋史辞典編纂会「新編東洋史辞典」東京創元社、1995年、293頁)。
- * 39 広東高要人。前掲「清史稿」巻四百一、列伝一百八十八に「伝」がある(11848-11850

- 頁)。咸豊8年9月(1858年11月)から江南提督、咸豊10年8月(1860年9月)に死亡(前掲『清代職官年表』2563-2565頁)。張国樑戦死の様子は「中興別記」に詳しい(李濱誤「中興別記」巻四十七、前掲『太平天国資料滙編』第2冊、749頁)。「中興別記」(61巻)は、官私の材料200種あまりを採録し、編年体を用いて書かれた、道光16年3月から同治3年9月までの記録である。
- * 40 満洲正黄旗人。前掲『清史稿』巻四百一、列伝一百八十八に「伝」がある(11844-11848頁)。咸豊3年6月(1853年7月)から江南提督代理、咸豊3年11月(1853年12月)から江南提督、咸豊6年8月(1856年9月)から江南軍務を監督〔督辦〕、咸豊8年9月(1858年11月)から江寧將軍に改められた(前掲『清代職官年表』2559-2563、3005頁)。
 - * 41 浙江錢塘人。咸豊3年に江南大營の補佐〔幫辦〕に任命され、咸豊3年3月(1853年4月)から江蘇巡撫代理、咸豊4年3月(1854年4月)に江蘇巡撫、咸豊4年6月(1854年7月)に江蘇巡撫を免職(前掲『清代職官年表』1697-1698頁、喬曉軍編『清代翰林伝略』陝西旅游出版社、2002年、302頁。朱彭寿編著、朱鰲・宋荅珠整理『清代人物大事紀年』北京図書館出版社、2005年、977頁)。
 - * 42 四川巴县人。前掲『清史稿』巻四百二、列伝一百八十九に「伝」がある(11862-11863頁)。咸豊10年閏3月13日(1860年5月3日)から咸豊10年4月29日(1860年6月18日)まで広西提督、咸豊11年戦死(前掲『清代職官年表』2565頁)。
 - * 43 前掲「中興別記」巻四十七、752頁。『清史稿』によれば、「江寧は久しく賊の巢窟となっていた。総督は常州に駐在し、軍事は將軍・和春が主管した。提督・張国樑はこれを補佐〔幫辦〕し、前総督・怡良は食糧運搬〔運餉〕を担当するのみであった」(前掲『清史稿』巻三百九十七、列伝一百八十四、11801-11802頁)。何桂清は常州を逃げ出して蘇州に行こうとした。そのとき、「常州の紳民は道を塞いで留まるように頼んだが、従者が十人あまりを撃ち殺して〔槍撃〕、ようやく脱出」したが、蘇州で巡撫・徐有壬に受け入れを拒否され、城を棄て軍隊を喪ったことを弾劾された。最後は処刑され、屍をさらされた(前掲『清史稿』巻三百九十七、列伝一百八十四、11803頁)。
 - * 44 前掲『清代翰林伝略』300-302頁。
 - * 45 咸豊2(1852)年の進士、庶吉士を経て編修となった(前掲『清代翰林伝略』341頁)。
 - * 46 前掲『清史稿』巻四百九十三、列伝二百八十、忠義七、13534-13635頁。
 - * 47 前掲『中国伝統社会のエリートたち』140-141頁。
 - * 48 前掲『清史稿』巻一百十七、志九十二、職官四、3361頁。

The History of the Zhao Family of Guanzhuang Village in Changzhou Prefecture (2)

Kaori Asanuma

2. Two Sufferings of the Zhao Family

The Zhao family survived two serious setbacks in the eighteenth and the nineteenth centuries. The first of these was the execution of Zhao Feng-zhao, who was sentenced to death for bribery. He had four surviving sons, and the life story of one of them is known in detail thanks to the existence of a book, describing the family history. It is known from this book that the family regained their honor and prosperity after the hardship that was caused by the execution of Zhao Feng-zhao. The second and much more serious setback for the family was brought about by the Taiping Rebellion. At the fall of the two prefectural cities of Changzhou and Suzhou, there were many casualties, including some members of the Zhao family. Zhao Zhen-zuo, a famous local hero of the time, sacrificed his life at the siege of Changzhou in order to protect the people. His story was commemorated in the official history of the Ch'ing dynasty. In addition, some other members of the Zhao family gained official ranks in return for their military exploits or as a result of the deaths of their fathers while fighting against the rebels.